

議案第 28 号

大野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

令和 2 年 3 月 24 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

附属機関を追加及び削除したため

大野市教育委員会規則第 号

大野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

令和 2 年 月 日

大野市教育委員会

大野市教育委員会事務局組織規則（平成 8 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「大野市が条例で定めた教育行政に係る附属機関として設置された」を「大野市附属機関の設置に関する条例（令和 2 年条例第 号）第 2 条に規定する」に改める。

第 1 2 条の見出しを「（附属機関の庶務）」に改め、同条第 1 項中「名称及び」を削る。

別表第 5 を次のように改める。

附属機関の名称	庶務を担当する課等
大野市通学区域審議会	教育総務課
大野市いじめ問題対策連絡協議会	教育総務課
大野市学校給食センター運営委員会	教育総務課
大野市青少年問題協議会	生涯学習課
大野市図書館協議会	生涯学習課
大野市文化財保護審議会	文化財課
大野市博物館運営協議会	文化財課
本願清水イトヨの里運営協議会	文化財課
大野市スポーツ推進審議会	スポーツ振興室

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。